

貴自治体名 津島市

懇談日時 10月 26日(水) 午後 1時 00分～2時 00分

懇談会場 津島市役所 入札室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2016年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(高齢介護課)電話(0567-24-1111)FAX(0567-24-1791)

①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ない ()ある→実施年月(2001年10月)2015年度実績(0)件(0)円

②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。 実施年月、2015年度実績

()ない ()ある→実施年月(年 月)2015年度実績()件()円

③特別養護老人ホームの待機者について

1)特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(204)人(2016年3月現在)

2)要介護1、2で待機状態にある人を把握していますか。

()把握していない ()把握している→(167)人(2016年3月現在)

④介護給付費準備基金について

2014年度末の残高(71,112)千円 2015年度末の残高(141,151)千円 ※決算前の場合は見込額

⑤地域包括支援センター設置数(3)カ所 直営(0)カ所、委託(3)カ所

職員配置人数(13)人 正職員(10)人、非正規職員(3)人

地域包括支援センターの設置圏域の基準をご記入ください

高齢者の人口が均等になるように圏域を3分割している

⑥施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している 2015年度実績()件

()助成していない

⑦紙おむつ、衛生用品の費用助成について ()助成している 2015年度実績()件

()助成していない

⑧介護保険における通院時の院内介助について ()認めている ()認めていない

⑨介護保険における入院中のヘルパー派遣について ()認めている ()認めていない

⑩住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している→実施年月日(2003年9月1日) 2015年度実績(213)件

()検討中である ()実施の予定がない

⑪福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している→実施年月日(2004年4月1日) 2015年度実績(220)件

()検討中である ()実施の予定がない

⑫高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している→実施年月日(年 月 日) 2015年度実績()件

()検討中である ()実施の予定がない

⑬配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	()実施している()していない()検討中である
	実施の回数(週〇回昼・夕などと記入)	週6回 昼のみ
	1日平均利用者数(2015年度)	総延べ食事数(26,578)食÷年間配食日数(295)日 =1日当たり平均(90)食
	1食あたりの助成額	200円または300円
	1食あたりの利用者負担額	300円または400円
会食方式	実施の有無	()実施している()していない()検討中である
	実施の回数(週〇回昼・夕などと記入)	
	1日平均利用者数(2015年度)	総延べ食事数()食÷年間配食日数()日 =1日当たり平均()食

1 食あたりの助成額	
1 食あたりの利用者負担額	

⑭独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
対象事業の名称	高齢者ふれあい収集
対象者の要件	市内に居住する次の各号のいずれかに該当し、自らゴミを所定の集積場所まで排出することが困難と認められる者 1 一人暮らし老人登録者で介護保険法に基づき、要介護認定を受けている世帯 2 障害者のみで構成されている世帯
1カ月平均利用者実数(2015年度)	121

⑮住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	()助成制度がある ()助成制度はない (○)検討中である
制度内容	()介護保険に上乗せして実施している
上乗せの助成額	
	利用者実数(2015年度)
()介護保険利用者以外の助成制度がある	
対象者と、その要件	
助成額	
	利用者実数(2015年度)

⑯ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。
独居高齢者が登録できる、ひとり暮らし老人登録がある。登録すると、本人に万一の時があった場合に、市が本人の代わりに親族等へ連絡をとることができる。また、担当の民生委員による、日ごろの安否確認をしてもらうことができる。

⑰高齢者や障害者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	地域巡回バスの名称	ふれあいバス
	利用料	高齢者(歳以上)()円、障害者()円 一般(100)円、子ども(歳～歳)()円
	その他特記事項	小学生以下の児童は利用料が無料
	2015年度の運行実績	55, 260人
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	各対象者の要件及び助成内容	
	対象者	助成要件
	高齢者	2015年度の助成実績 ()人
	障害者	・身体障がい者手帳1～3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障がい者手帳1・2級の方、戦傷病者手帳特別項症から第5項症までの方、被爆者健康手帳を所持する方 ・利用1回につき1,000円以内を助成(500円助成券を年間最大24枚交付)※2016年度より
	要介護認定者	()人

⑯宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
実施事業の名称	高齢者ふれあいサロン
助成対象	老人クラブ、サロンボランティア
助成金について	金額(2,850,000)円→(○)年額()月額()1回のみ
助成箇所数	2か所

⑰介護認定者の障害者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2015年度実績)は(892)枚

2)介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

- (○)申請書を送付している → 2015年度(1716)件
()認定書を送付している → 2015年度()件
()自動的には送付していない

3)認定書の発行の条件

- ()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している
()介護認定者のうち、要介護 1以上は基本的に発行している
()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している
()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している
(○)次のような方法で判断している(「要介護1以上」かつ「認定資料の障がい高齢者の日常生活自立度J1以上」の方、または、「要介護1以上」かつ「認定資料の認知症高齢者の日常生活自立度 I 以上」の方)

2. 国民健康保険 担当課(保険年金課) 電話(0567-24-1111) FAX(0567-24-1791)

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

区分	定 義	2014年度	2015年度	2016年度
保 險 料	所得割 旧但し書き額	× (7.8)%	× (7.8)%	× (7.8)%
	資産割 固定資産税額	× (32)%	× (22)%	× (22)%
稅 率	均等割 加入者1人につき	29,000 円	29,000 円	29,000 円
	平等割 1世帯につき	28,000 円	28,000 円	28,000 円
1人当たり調定額(平均保険料)		89,106 円	85,995 円	86,315 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額		1,350 円	27,322 円	21,035 円

※2016年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2016年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。また資産割がある場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得	100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	102,000 円	194,000 円
	介護分	22,000 円	41,500 円
	後期高齢者支援分	33,200 円	62,400 円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	80,000 円	172,000 円
	後期高齢者支援分	26,200 円	55,200 円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	91,000 円	150,000 円
	後期高齢者支援分	29,200 円	48,200 円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

以下のすべての条件を満たす場合に申請により減免が適用される。

- ・世帯主及び国保加入者の前年中の所得申告がされていること。
- ・世帯主及び国保加入者の前年中の総所得金額等の合計が 33 万円以下であること。
- ・当該年の 4 月 1 日現在に国保加入世帯であること。

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

以下のすべての条件を満たす場合に、申請により減免が適用される。

- ・世帯主及び国保加入者の前年中の所得申告がされていること。
- ・世帯主及び国保加入者の本年中の総所得金額等の合計が、前年に比べ3分の2以下に減少する見込みであること。
- ・世帯主及び国保加入者の前年中の総所得金額等の合計が 500 万円以下であること。

④資格証明書 ※2016年8月1日現在でご記入ください。

1)資格証明書は交付していますか。 (○)交付していない ()交付している→()世帯

2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

()必ず面談している ()面談がなくても交付する場合がある ()その他

3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ど�数

世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ど�数

世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

④資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- (○)国の基準どおり実施している
- ()独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
- ()高校生世代以下の子どものいる世帯
- ()障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
- ()病弱者のいる世帯
- ()次の場合は、交付対象から除外している

⑤資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

納付があればその場で短期被保険者証を発行。

緊急搬送等、やむを得ない場合は納付が無くても発行。

⑥短期保険証 ※2016年8月1日現在でご記入ください。

1)有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内(267)人 ・2カ月(193)人 ・3カ月(159)人 ・4カ月(9)人
・5カ月(77)人 ・6カ月(325)人 ・1年(2)人 ・その他()

2)短期保険証発行の基準をご記入ください。

津島市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書・短期被保険者証の交付並びに保険給付の支払の差し止め等に関する取扱要綱の規定に基づき、その世帯の状況を考慮して対応している。

3)短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○)通常の保険証と同じ

()通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど()

⑦保険料(税)滞納者への差押えについて(2015年度)

1)差し押さえの基準(差押予告書に対し、何ら納付、相談が無い者。)

2)分納者への対応(基本的には分納誓約が誠実に履行されなければ行わないが、分納額が少額の場合は差し押えを行う場合がある。)

3)予告通知書の発行(311)件

4)差押え件数 不動産(33)件 預貯金(51)件 生命保険(1)件(内学資保険(0)件)
その他(19)件()

5)競売などによる現金化 (44)件 (3,028,815)円

⑧国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2016年8月1日現在でご記入ください。

1)交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (4)人

2)保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (175)人

3)その他()

⑨国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1)一部負担減免制度を実施していますか。

(○)実施している ()検討中である ()実施の予定がない

2)実施している場合、

・生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(○)設けている ()検討中である ()設けていない

・生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などに該当していなくても減免の対象となりますか。

()生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。

(○)生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などの要件を満たす必要がある。

()その他()

3)相談・申請の実績(2015年度)

・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数(0)件
・申請件数(0)件 ・減免件数(0)件 減免金額(0)円

⑨高額療養費について

1)申請勧奨

()自動払いしている (○)申請書を送付している ()通知ハガキを送付している

2)支給件数(2015年度)

・高額療養費支給件数(2,808)件、金額(46,471,816)円

・高額療養費該当者の内、未申請件数(347)件、金額(3,612,930)円

⑩葬祭費について

1)申請勧奨

(○)実施していない ()申請書を送付している ()通知ハガキを送付している
()その他()

2)支給件数(2015年度)

・葬祭費支給件数(95)件、金額(4,750,000)円

・葬祭費支給該当者の内、未申請件数(1)件、金額(50,000)円

⑪国保運営協議会について

1)運営協議会の公開 (○)公開していない ()公開している

2)運営協議会委員の公募枠 (○)ない ()ある → ()人

3. 税の滞納について 担当課(収納課) 電話(0567-24-1111)FAX(0567-24-1791)

①滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない

②滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2015年度)

1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件

2)換価の猶予の適用件数(0)件

3)滞納処分の停止の適用件数(542)件

③地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2015年度内に引き継いだ件数)(70)件

④地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

- ・督促等市からの催告に応じない人
- ・納税の相談をしても約束を守らない人
- ・年間の分納額総額が本来の年税額より少額の場合等、短期間での滞納の解消が見込めない人
- ・滞納額が高額である人

⑤少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか

(○)引き継ぐ ()引き継がない

4. 生活保護 担当課(福祉課) 電話(0567-24-1111) FAX(0567-24-1138)

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2015年度相談件数(171)件、申請件数(103)件、そのうち保護開始件数(82)件

②2016年4月現在の受給世帯数と人数(315)世帯(432)人

※以下は市ののみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2015年4月現在	5 人	1 年 3 カ月	0 人	61 世帯	84 人
2016年4月現在	5 人	2 年 4 カ月	0 人	63 世帯	87 人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか ()ある (○)ない

「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月()年()月

その職員が担当している業務()

「ない」場合 今後の計画は()ない ()ある (○)検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数(年 月)()人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

- 1) 実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。
- (○)自立相談支援事業 ()直営 (○)委託 → 委託先(津島市社会福祉協議会)
 (○)住宅確保給付金の支給 ()直営 (○)委託 → 委託先(津島市社会福祉協議会)
 ()就労準備支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
 ()一時生活支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
 ()家計相談支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
 ()子どもの学習支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
 ()その他(記述:)

2) 就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 (0)カ所

5. 子育て支援策 担当課(子育て支援課・保険年金課・学校教育課) 電話(0567-24-1111) FAX(0567-24-1791)

①「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

- 1) 自立支援計画の有無について ()ある(年 月策定) (○)ない
 2) 自立支援給付金事業について (○)実施(16 年 4 月実施) ()未実施
 2015年度実績 (2)件 給付額(1,692,000)円
 2016年度予算 (3)件 給付額(1,159,000)円
 3) 日常生活支援事業について (○)実施(16 年 8 月実施) ()未実施
 2015年度実績 (0)件 給付額(0)円
 2016年度予算 (2)件 給付額(87,800)円
 4) 教育・学習支援について ()実施(年 月実施) (○)未実施
 2015年度実績 ()カ所()人 実施時期()
 2016年度予算 ()カ所()人 実施時期()
 5) NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について
 ・「無料塾」への支援について ()実施(年 月実施) (○)未実施
 2015年度実績 ()カ所()人、 2016年度予算 ()カ所()人
 支援方法()
 ・「こども食堂」への支援について ()実施(年 月実施) (○)未実施
 2015年度実績 ()カ所()人、 2016年度予算 ()カ所()人
 支援方法()

②子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払いの区分、所得制限など)

※2016年9月1日現在、または今後変更を予定している場合は実施時期と内容をご記入ください。

小学校4年生から18歳到達の年度末までの子どもで、主たる生計を維持する保護者の市民税所得割額が5万円以下の家庭を対象に入通院の自己負担分を現物給付として受給者証を交付している。

※2014年8月1日から小学校1年生から3年生までの所得要件を廃止した。

③子どもの医療費助成制度で、入院時食事療養費の自己負担部分の助成を

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
助成対象者	()子ども医療費助成制度の対象年齢と同じ ()上記と異なる → (具体的に)
患者自己負担額	()無料 ()その他()
助成方法	()現物給付 ()償還払い

④就学援助

1) 保護者への広報はどのようにしていますか。

- ()入学説明会 (○)入学式 ()始業式 (○)ホームページ (○)市広報
 (○)その他(1月中旬頃に学校を通じて市内全児童生徒へ配布)

2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.0)倍
そのほか
生活保護停止、廃止。個人事業税、国民年金保険料、市民税、固定資産税、国民健康保険税の

免除・減額等。児童扶養手当支給。その他。

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

- ()就学援助認定基準を引き上げた → 【2015年度 倍 → 2016年度 倍】
()何もしていない
(○)その他(下欄にご記入ください)

平成25年8月以前の生活保護基準を継続して利用。

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (1,870,000)円
・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (2,560,000)円

5)申請書の受付先 (○)市町村窓口 ()学校 ()市町村窓口と学校のどちらも可

6)民生委員の証明は必要ですか ()必要である (○)必要ない

7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2015年度	2016年度
受給者数	677人	650人
受給割合	12.44%	12.38%
支給額	40,589,590円	40,500,000円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2016年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 ()現物支給 (○)償還払い ()その他

9)就学援助の項目について

- (○)学用品費 ()体育実技用具費 ()入学準備金 (○)通学用品費 ()通学費
(○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費
()校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの) ()医療費
()日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
()その他 ()

⑤学校給食について(2016年度)

1)給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。

- (○)食べられている ()未納者には給食支給を停止している ()その他

給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

就学援助、児童手当からの自動引き落とし

2)給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

小学校・中学校それぞれ1食当たり15円を補助

3)給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの 給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	8校	校	3校	校	5校	270円
中学校	4校	校	校	校	4校	300円

⑥児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2015年度)

1)件数(14)件 対応職員(4)人、うち専門職(4)人

2)専門職の職種について ()児童福祉司 ()社会福祉士 ()臨床心理士 ()保健師
(○)保育士 (○)教員 (○)その他(看護師)

3)現状に対する課題

児の発達障害や母の精神不安定等様々な問題が絡みあつた結果として虐待が起きている場合が多い。事後のフォロー(カウンセリング・児童精神科へつなぐ・母のメンタルケア)システムが構築されていない。

4)未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

- ・産院、保健センター等と連携を取り、必要に応じて妊娠期から養育支援を継続し虐待の未然防止に努めている。
・疑わしいとの関係機関からの情報提供に対しては、家庭訪問、面接等により児の安否確認・保護者の思いの傾聴、継続支援をすることで早期対応に努めている。また児相と連携し一時保護

が必要なケースには即時対応している。

- ・身近な相談機関としての家庭児童相談室リーフレットや虐待防止リーフレットの配布、津島市ホームページや、広報等での周知を図っている。

⑦児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。

- ・家庭児童相談室に元教員を配置し、学校、市教委等関係機関との連携を取りながら、面接・電話・訪問相談をしている。(子育て支援課)
- ・学校にカウンセラー等、専門職を配置(学校教育課)

⑧保育について

1)国が2月18日に出した、朝夕の保育士配置の緩和、小学校教諭・幼稚園教諭などを保育士と見なす緩和等々の「保育所等における保育士配置に係わる特例について」について、愛知県は条例に盛り込みました。

()積極的に活用する ()活用しない ()わからない

その理由(保育の質を保つために責任ある仕事は全て有資格者に任せることが必要であるため)

2)待機児童(0)人 (0歳児 人1歳児 人2歳児 人3歳児 人4歳児 人5歳児 人)

利用保留児童(隠れ待機児童)(0)人

(0歳児 人1歳児 人2歳児 人3歳児 人4歳児 人5歳児 人)

具体的な解消方法()

6. 高齢者医療など 担当課(保険年金課) 電話(0567-24-1111)FAX(0567-24-1791)

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

()対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

自立支援医療の対象者における精神通院医療費の自己負担額の助成を行っている。

③2016年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (8,462)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (1,085)人

内 ひとり暮らし非課税者(0)人

〔 〕その他の県基準を上回る市町村独自対象者(100)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(148)人 短期保険証発行人数(0)人

差し押さえ(2015年度)件数(0)件、金額(0)円

7. 障害者施策 担当課(福祉課)電話(0567-24-1111) FAX(0567-24-1138)

①訪問系各サービスの支給状況について(7月時点)

最多支給時間は7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	65	(前年 65 人)100%	140	20.6
重度訪問介護	0	(前年 0 人)0%	0	0
行動援護	1	(前年 0 人)200%	25	25
同行援護	13	(前年 9 人)144%	57	27.4

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(102)人 最多支給時間数(64)時間 平均支給時間数(23.5)時間

③訪問系サービスの支給基準 ()あり ()なし

④計画相談支援の7月利用実績 (88)人

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

相談員の質・量ともに不足しており、計画相談の実施は容易ではない状況である。

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1)併給をしている人の人数(14)人(平成28年7月31日現在) ・対昨年同月比(127)%

2)併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(21)時間

3)介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件(いずれかに○)

()介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能としている。

(○)上記に加え、何らかの条件を設けている。

※どのような条件があるか、できるだけ詳しく記入してください。

(例)・要支援の該当者は、上乗せができない。

・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)

・介護保険の要介護度が要介護5の者(ただし区分変更しても要介護5にならない場合は、要介護4以下でも検討可能)

・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

・在宅の障がい者であること。

・介護保険の1月当たりの訪問通所サービス区分の支給限度基準額まで介護保険のサービスを受けていること。

・介護保険の訪問介護を(2)の基準額の100分の50以上利用していること。

⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

介護給付支給決定者数(18)人(平成28年7月31日現在)

訓練等給付支給決定者数(5)人(平成28年7月31日現在)

8. 健診事業 担当課(健康推進課)電話(0567-23-1551)FAX(0567-24-4354)

※2016年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		前年度受診率
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診	個別・集団	1,000円	可	1,000円	可・不可	38.1%
がん検診	X線	2,800円	可	1,000円	可・不可	18%
	内視鏡	—	—	—	—	—
	大腸がん	700円	可	400円	可・不可	32.7%
	肺がん	1,100円	可	500円	可・不可	32.6%
	子宮がん	1,100円	不可	—	可・不可	9.9%
	乳がん(マンモグラフィー)	1,900円	不可	—	可・不可	11.8%
	前立腺がん	1,000円	不可	—	可・不可	13.6%
歯周疾患	個別・集団	1,000円	不可	—	可・不可	—

②乳がん検診時の視触診について

()実施している (○)実施していない

③乳がん検診時に超音波検査の実施を

()対象としている 【対象年齢】

(○)対象としていない

④40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

()実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ ()特定健診とは異なる

(○)実施していない

⑤歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる

(○)その他(40~70才以下、3年に一回)

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2015年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率の10%引き上げ中止を求める意見書・要望書	年 月 日
	②若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	年 月 日

	④18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年　月　日
	⑤福祉医療助成に対する国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書・要望書	28年 10月1日
	⑥後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める意見書・要望書	年　月　日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	28年 7月25日
	②県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書・要望書	年　月　日

【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書
- ③アンケート【1】1の⑯の「障害者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ④アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2015年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました